

II 特別連載 II

科学技術振興機構 『さくらサイエンスプログラム』友情と感激

第15回

名古屋大学の活動報告



松尾 陽
(名古屋大学大学院法学研究科
日本法教育研究センター長)

アジア諸国の架け橋となる

未来の法律家のためのセミナー

科学技術振興機構(JST)「さくらサイエンスプログラム」の支援を受けて、名古屋大学の法学研究科と法政国際教育協力研究センターは、2024年2月5～3月に、タシケント国立法科大学(ウズベキスタン)、モンゴル国立大学、ハノイ法科大学(ベトナム)、カンボジア王立法経大学の法学部から、法学に加えて日本語と日本法を学ぶ優秀な学生、計19名を招へいしました。

1990年代以降に体制を変容させてきた旧社会主義の国々では、欧米の法制度が輸入されてきました。市場経済体制が機能するためには、国家権力の恣意的な行使を抑制する法体制が構築され、維持されることが必要です。しかしながら、体制移行国では、この理念の理解に混乱がみられ、「国家が人々に法を順守させる」という側面が強調される傾向があります。そこで、法の支配の理念が実現されるように、アジア諸国の歴史や文化を踏まえつつ、先進国の法制度と発展国の法制度とをどのように接合させるのが課題となります。そして、この接合が機能するために、法の支配の理念を熟知し、さまざまな接合の経験を共有した人材の育成が必要です。本プログラムでは、アジア諸国の学生が、相互の法制度の共通点と相違点とを対話の中で気づきつつ学び、また、その多様性を学び合う交流の場を構築すること、そしてこれにより、アジア諸国の「架け橋」となる未来の法律家を育成することを目的としました。

● 法制度の講義と

グループディスカッション

刑事訴訟法、会社法、企業法務などの講義や、参加者出身国の法の支配と法システムに

プログラムスケジュール	2月26日	学生討議、利用施設見学
	2月27日	オリエンテーション、開講式 講義「刑事訴訟法」、学部生との刑事訴訟法に関する議論 講義「会社法」、参加者出身国の会社法に関する比較議論
	2月28日	名古屋地方裁判所、裁判傍聴・裁判所見学
	2月29日	学部生との法の支配システムに関する比較議論 講義「弁護士業務」、弁護士業務に関する比較議論
	3月1日	講義「刑事法」、参加者出身国の刑事法に関する比較議論
	3月4日	企業訪問、講義「企業における法務部の業務」
	3月5日	名古屋刑務所訪問見学
	3月6日	学生フォーラム、中学・高校生と文化・歴史の相互紹介
	3月7日	閉講式、学生フォーラム
	3月8日	帰国前オリエンテーション、学生出発

関する比較ディスカッションを積極的に行いました。

刑事訴訟法では、刑事訴訟法のゼミに属する日本人学生が、刑事裁判を招へい学生に講義し、討論するという形式をとりました。出身国のみで生育しているとその国の習慣、制度が当然であるという考えになりがちですが、この講義・討論によってそうした前提を見直すよい機会になりました。日本人の学生にとってもよい機会となりました。

死刑制度についてのディスカッションでは、死刑が廃止となっているモンゴル、ウズベキスタン、カンボジアと、死刑制度が継続されているベトナムと日本が、「廃止となった背景」、「継続する必要性」を紹介し合い、熱い議論が展開されました。

● 裁判所・刑務所・銀行の訪問

事前に訪問先のことについてリサーチし、簡単なレポートを書きました。日本の裁判所のウェブサイトで全て判例が公開され、誰でもアクセスできることに驚いていることを記した学生もいました。その招へい学生に限っては、裁判所に関する情報提供は非常に限られているということでした。

名古屋地方裁判所や名古屋刑務所では、職



学生フォーラム 発表



講義内でのグループディスカッション



修了後、記念撮影に納まる招へい学生ら



学生フォーラム ディスカッション

将来的には、彼らは弁護士、大学教授、官僚、会社の法務部門スタッフとなっていくと見られます(名古屋大学の法学研究科に留学してきた者の中には、母国で大臣、外交官、最高裁判事になった者もいます)。

そのような彼らに以上のようなプログラムを実施していくことは、「アジア諸国の懸け橋となる未来の法律家」の育成につながっていくこととなります。また、彼らは日本に対しても、大きな学びの機会を与えてくれることも確かです。

員からの説明を受けて、「どのように人権に配慮しているのか」、また、「どのように法が運営されているのか」を学びました。十六銀行では、行員から講義を受け、日本の銀行のあり方を知ることができました。具体的には、地域経済の発展のために貢献している地方銀行の融資業務を発展させた活動です。「顧客に合わせた市場調査援助」について、現場の声を聞くこともできました。

● 研究発表

招へい学生が行っている法的問題に関する調査研究の発表を、名古屋大学の大学院生の司会により行いました。教員や法曹関係者も参加した質疑応答を通して、自らの調査研究の考察を深めることができました。

例えば、カンボジアにおけるLGBTの同性婚の問題についての発表では、法的な同性婚の是非を示す国民の意思調査の入手が難しいことに触れ、「どうしたら、この問題の重要性や、法律変更を望む意志を示せるか」と

いう議論がありました。このようなやりとりにより、各学生は、自分の研究を今後どのように深めていくのかの視点を獲得することができたと考えます。

● 日本の社会と文化の体験

招へい学生は二日間ほどホームステイの体験をしました。百聞は一見に如かずで、日常生活空間の中に身を置いてみないとわからないことがたくさんあります。「日本人についての印象が変わった」「温かく接してくれた年下の家族メンバーを妹のように思えた」などの感想も聞かれ、ホームステイ先でさまざまな経験ができたこと、多くの学びを得たことが推察されます。

● 今後の展望

さくらサイエンスプログラムに参加した学生から選抜を行い、2024年9月より1年間名古屋大学に長期交換留学生として受け入れを行います。名古屋大学法学部生とともに日本語で日本法の授業を履修し、さらに多くの時間をかけ日本人学生や他の留学生と日本を含めた各国の法制度について学び、相互理解を深めていきます。法制度を学ぶ上では自然科学のような実験や観察はできません。お互いの制度を比較し、共通性と相違点を学習することが肝要です。